

第 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童が安心して学校生活を送り、自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切である。

本校では、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、児童に集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合える人間関係を育むことができるよう努める。

第 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第 2 条第 1 項）

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」（いじめ対策委員会）等を活用し、組織的に判断する。

第 3 関係者の責務（「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）

<学 校>

- ・「いじめをしない、させない、見逃さない」学校・学級づくり
- ・道徳教育や体験活動等の充実
- ・児童のコミュニケーション能力の向上
- ・教職員のいじめに対する共通理解
- ・教育相談体制の充実
- ・いじめに対する迅速かつ組織的な対応

<保護者>

- ・自他の生命を尊重する心、思いやる心、規範意識の育成
- ・学校、地域、関係機関との連携

<地 域>

- ・学校、家庭との連携
- ・社会全体での見守り
- ・体験活動や人とかかわり合う活動の支援

第 4 学校としての取組

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

- ・本校の実情に即して機能しているかどうかについて点検し、見直しを図る
- ・本校のホームページへ掲載したり、入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明したりする。

2 いじめ対策組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を組織的かつ実効的に行うための中核となる常設の組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

【いじめの防止】

- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。
- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取組。（全校一斉道徳授業、人権集会等の実施）

【早期発見】

- ・いじめを積極的に認知する。
- ・教職員と児童、保護者との人間関係づくりに努めます。
- ・毎週の「子どもを語る会」、年2回のアンケート調査とそれに伴う教育相談を実施する。
- ・保護者や児童が学校外の相談機関に相談できるよう、情報提供に努める。

【いじめに対する措置】

- ・いじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、学校の組織的な対応につなげる。
- ・事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- ・いじめの情報については、次年度へ引き継ぐ。必要に応じて中学校へのも引き継ぐ。
- ・「いじめが解消している」状態に至ったと判断した場合でも、関係する児童については、日常的に注意深く観察する。

4 取組の評価と見直し

- ・学校評価アンケートや学校評議員会、校区委員会等で、学校の取組についての児童、保護者、地域及び教職員の意見をもとに、学校の取組を常に点検し、見直す。(PDCAサイクルの実行)

第5 重大事態への対処

1 「重大事態」(法第28条第1項)とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 重大事態の発生報告

- (1) 重大事態が発生した場合(疑いがあると認めるとき)、直ちに教育委員会に事態が発生した旨を報告する。
- (2) 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な事態が生じた」という申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして教育委員会へ報告する。

3 学校の対応

- (1) 重大事態発生を報告した場合、調査を行う主体や調査組織について教育委員会の指示を仰ぐ。
- (2) 調査
 - ・本校が調査を行う場合、本校の「いじめ対策委員会」を母体として調査や対応を行う。教育委員会からは、必要な指導や人的措置も含めた支援を受ける。
 - ・教育委員会が調査を行う場合、本校は必要な協力をする。
※この調査は、事実関係を明確にするための調査であり、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものがある。
- (3) 情報提供及び報告
 - ・当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ・調査の結果については、教育委員会を通じて、市長に報告する。

4 記録の保存

重大事態の調査に係る記録は、当該児童が在籍している学校を卒業後、5年間保存する。